

交通量調査の ICT 化に関する実証実験協定書

〇〇事業者〇〇(以下、「甲」という。)と横浜市(以下、「乙」という。)は、交通量調査の ICT 化に関する実証実験(以下、「実証実験」という。)の実施に当たって、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、実証実験の実施に当たって、甲、乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに取組みを進めていくために必要な事項を定めるものとする。

(実証実験の目的)

第2条 甲、乙は、「交通量をデジタル技術により効率的に測定すると共に、その他の付加価値の創出を目指す」という目的に向けて、乙の管理する道路(交差点)を実証フィールドとして、甲が所有するデジタル技術・サービスの有効性を確認するために実証実験を実施する。

(実証実験の概要)

第3条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の実証実験を実施する。

なお、計画の変更が生じる場合は、甲、乙が協議の上、決定する。

- (1) 実証実験名 交通量調査の ICT 化
- (2) 実証実験内容 道路の交差点における車両等の交通状況をカメラ等の測定機器を用いて把握するとともに、これらの測定機器の有効性を確認する。また、各交差点のもつ特徴の分析などの付加価値の検証を行う。
- (3) 調査期間 令和6年8月 31 日まで
- (4) 実証実験期間 令和6年 11 月30日まで

(役割及び責任分担等)

第4条 甲、乙は、別紙のプロジェクト計画書(案)に基づき、それぞれに別表に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

2 甲、乙は、前項に定めるもののほか、実証実験の実施途中で役割が生じた場合は、甲、乙が協議の上、その役割の必要性を共有し、分担して、質の高い成果を得られるよう努める。

3 甲、乙は、実証実験の実施途中で役割の項目及び分担に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(実証実験の進め方)

第5条 甲、乙は、プロジェクト計画に基づき、実証実験に取り組む。

2 甲、乙は、第4条で定める役割分担にしたがって誠実に実証実験の適正な実施に努め、定期的に進捗状況の確認を実施し、必要に応じてプロジェクトの改善を図る。

3 甲、乙は、実証実験の進捗の節目及び終了後に、取組みの評価を実施する。

(経費分担)

第6条 本協定にかかる必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、甲にあっては甲の役割に必要な経費を、乙にあっては乙の役割に必要な経費を予算の範囲内で負担する。その他、実

証実験に必要な物資、役務等はそれぞれが持つ資産の活用を図るものとする。

- 2 実証実験のために要した甲の経費のうち、乙が負担することが適当な経費について調査箇所数に応じ、●●万円(1箇所:40万円、2箇所:80万円、3箇所以上:120万円)を上限として、乙が負担することができる。
- 3 前項の負担については、甲と乙が協議を実施し決定した事項について、別途覚書を締結する。

(トラブル対応・損害賠償等)

第7条 実証実験に起因して発生したトラブルについては、甲、乙で協議の上、対応を決定し、誠意をもって対応するものとする。

2 甲が設置した機器の形状、設置方法等に起因して、通行する車両や通行者等の第三者に損害や危害等が発生した場合、甲は損害を負担し、治療等に必要な費用を負担する。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第8条 実証実験を通じて新たに発生して得られた成果及び権利の帰属については以下のとおりとする。

- (1) 実証実験で甲、乙が作成した、課題の解決に関する検証についての成果物(検証時に作成及び取得したデータ(撮影動画も含む)、検証結果、報告書)及び知的財産権は、甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし実証実験の開始前に甲又は乙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。
- (2) 前号の成果物については、実証実験期間終了後においても甲及び乙が事前に相手方の承諾を得られた場合、利用することができる。
- (3) 実証実験を通じて、甲の負担で提供または作成したシステム、アプリケーションの著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の知的財産権及び所有権は甲に帰属する。
- (4) 実証実験を通じて、甲、乙の二者により新たに作成した印刷物、マニュアルの著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の知的財産権及び所有権は甲及び乙に帰属する。ただし実証実験の開始前に甲、乙に帰属していた成果物及び知的財産権については、この限りではない。
- (5) 甲又は乙は、本協定によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、本協定の相手方の承諾を得なければならない。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第9条 甲、乙は、本協定にかかる締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、甲、乙以外の第三者に漏らし、又は本協定の履行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。但し、甲、乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。

2 甲は、実証実験における秘密の保持及び個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」(第11条及び第13条を除く)を遵守するものとする。なお特記事項中の「受託者」、「委託者」、「委託業務」の文言についてはそれぞれ「甲」「乙」「協定の役割」と読み替え、「委託契約」及び「委託契約約款」の文言については「協定」と読み替えるものとする。

3 甲は、実証実験にあたり第4条に規定する役割の一部を委託する場合、本条第1項及び第2項の規定を、委託先においても遵守させなければならない。

(公開の原則)

第10条 実証実験に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲、乙はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定書の締結の日から第5条第3項に定める取組みの評価が終了するまでとする。

(協定の解除)

第 12 条 甲、乙は、甲又は乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるときは、協定を解除することができるものとする。

(疑義事項の取扱い)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 ○○○○○○○○○(所在地)
○○○○○(団体名)
代 表 ○○ ○○ 印

乙 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長 山中 竹春 印

別表 役割及び責任分担表(第4条関係)

	甲の役割	横浜市の役割
実証実験のプロジェクト計画と実施管理	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の実施管理 ・プロジェクト計画の策定 ・経費に関する取りまとめと報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験対象交差点の選定 ・プロジェクト計画の確認
実証実験の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・実験測定日の調整 ・必要機器の準備 ・実証フィールドの事前確認(交差点の位置・環境、実験時のタイムテーブル等) ・機器の設置・設定及び動作確認、実証内容に合わせた開発・カスタマイズ ・(横浜市管理以外の構造物を利用する場合は)機器の設置申請・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験測定日の調整 ・甲への助言、情報提供 ・横浜市の各所管課への調整
実証実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験実施時、実験実施中である旨の周囲への注意喚起 ・実験実施中の機器管理 ・実証実験データ収集 ・トラブル発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル発生時の対応
効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験で得られたデータ・知見の整理・分析・報告 ・実証項目の評価・分析 ・実務適用に向けた課題・改善の整理及び提示 ・実証実験報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務適用に向けた助言 ・実証実験報告書の確認
取組みの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の評価 ・結果、評価の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の評価 ・結果、評価の確認・取りまとめ ・結果、評価の公表